

笠置町未来っ子応援給付金について

笠置町ではこのたび、新型コロナウイルス感染症等の影響をふまえ、笠置町の未来を担う未就学児及び学生を応援するため、給付金を交付することとなりました。

内容について、以下のとおりお知らせします。

対象者	令和4年9月1日において、笠置町に住所を有し、次の要件のいずれかに該当される方 ①未就学児 ②小学校・中学校に在学する児童・生徒 ③高等学校、短期大学、大学在学（学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校に在籍している方) ④専門学校在学（学校教育法第124条に規定する専修学校に在籍している方) ⑤母子健康手帳の交付を受けている方、又は令和5年2月末までに母子健康手帳の交付を受けた方
交付額	1人あたり 50,000円
申請者	・対象者①と②：対象者の保護者 ・対象者③と④：対象者の保護者（但し、対象者が未成年でない場合は、対象者も申請が出来ます） ・対象者④：母子健康手帳に記載されている保護者
申請（給付）方法	笠置未来っ子応援給付金交付申請書に必要事項を記入し、次の書類を添えて提出してください。 ・対象者③と④の者：学校が発行する学生証、在学証明書等在学していることが確認できるものの写し ・対象者⑤：母子健康手帳の写し ※申請者が保護者の場合は、対象者を扶養していることが確認できるものの写しを添付してください。（児童本人の健康保険証(被扶養者証など)）
提出先	笠置町保健福祉課、笠置会館、笠置町産業振興会館、つむぎてらす
申請締切日	令和5年2月28日（火）
振込予定日	毎月15日・30日に振込日を設けています。 （振込予定日が休日の場合は、その前日）

担当	笠置町保健福祉課
電話	95-2303
E-mail	hokenfukushi@town.kasagi.lg.jp